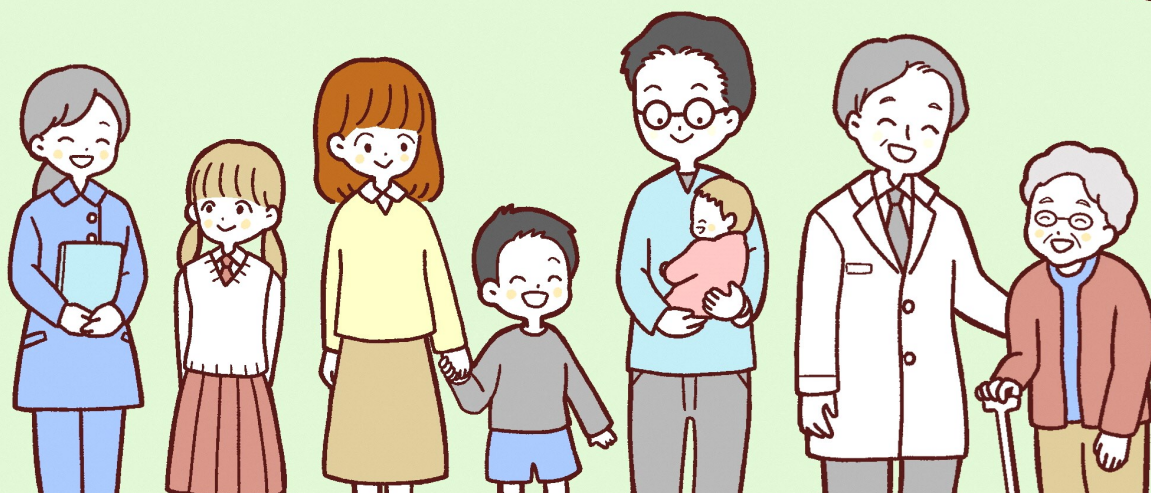


福祉団体等事業費補助交付事業



福島市社会福祉基金では、福島市内の団体が社会福祉の増進を目的として行う事業・イベントの費用を補助いたします。

応募
期限

令和7年 **7月18日** 金

※郵送の場合は当日消印有効

補助対象	福島市内に拠点（申請団体の住所が福島市であり、活動の3／4以上を福島市内で実施）がある下記の団体で前年度に補助を受けていないこと。 ①民間福祉団体 ②ボランティア団体 ③NPO法人
補助内容	1団体につき補助対象経費の1／2の金額（10万円を上限） ※令和7年8月から令和8年2月の期間で行う事業が対象となります。
応募方法	所定の申請書等に記入の上、必要書類を添えてメール、郵送、持参により事務局に提出。 ※申請書は福島市役所共生社会推進課に備え付けのほか、福島市のホームページからダウンロードできます。 
選考方法	事務局で書類審査後、福島市社会福祉基金運営委員会で交付の決定がなされます。交付に関わる通知を8月上旬頃に送付いたします。

社会福祉基金とは？

昭和47年に市民参加の社会福祉を目的として生まれ、市の積立金や市民の善意の寄附金をもとに、愛の手をさしのべようとする制度です。

【応募・問合せ】

福島市役所共生社会推進課地域福祉係
〒960-8601 福島市五老内町3-1
電話 024-525-3760(直通)
Mail tiiki@mail.city.fukushima.fukushima.jp

交付までの流れは裏面へ

「福祉団体等事業費補助」の交付までの流れ

① 応募

交付申請書を事務局である福島市役所共生社会推進課へ提出してください。

② 審査

事務局で書類審査後、福島市社会福祉基金運営委員会で決定します。

③ 交付決定→事業実施

申請があった団体へ通知を送付します。
交付決定通知を受取後、事業を実施してください。
※事業の実施期間：令和7年8月～令和8年2月

④ 実績報告書の提出

事業の完了後、すみやかに実績報告書を事務局へ提出してください。
(令和8年3月4日(水)まで)

⑤ 補助事業の完了

事務局にて実績報告書を確認後、交付額確定通知を送付します。交付額確定通知を受取り後、請求書を提出してください。

⑥ 補助金の交付

補助金が指定の口座に振り込まれます。



【事業・イベントの補助対象経費一覧】

報償費※	講師・出演者への謝金、参加者への賞品若しくは参加賞
旅費交通費※	講師、参加者等の旅費（団体会員の日常の活動費は含まない）
消耗品費	事務用品、材料、道具の購入又は資料の作成等に要する費用
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成、印刷等の費用
燃料費	灯油、ガソリン等の費用（団体等の管理運営経費は含まない）
光熱水費	電気、ガス、水道料等（団体等の管理運営経費は含まない）
通信運搬費	電話料、郵便料等（団体等の管理運営経費は含まない）
広告費	新聞広告料等
保険料	イベント等の開催時に加入する保険料等
使用料・賃借料	会議、イベント等で使用する施設使用料、物品の賃借料等
その他の経費	対象事業の実施のための必要な経費で、福島市社会福祉基金運営委員会が特に必要かつ適当と認めた経費

※講師・出演者は申請団体所属の役員を除きます。